

下水道事業關係資料

【 1 】 2 市村における下水道事業の現況について

浜益村については下水道事業未実施のため該当なし

石狩市

67,070人

51,708人

15人

昭和52年1月31日

公共下水道事業

市町村が事業主体となつて行う最も一般的な下水道。主として市街地の雨水を排除し、汚水を終末処理場で処理して河川に放流する。

= 事業概要 =

計画処理人口

現在処理人口

職員数

供用開始日

事業区分

厚田村

1,410人

958人

2人

平成15年9月1日

特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、計画排水人口が10,000人以下で、市街化区域以外における水質保全・自然環境の保全を目的として設置される下水道。

= 下水道料金 =

従量使用料制

990円(税込み)

10~30m³まで

120.⁷⁵円/m³(税込み)

30m³を超える部分

175.³⁵円/m³(税込み)

料金算定方法

基本料金(一般家庭)

石狩市: 10m³まで

厚田村: 5m³まで

超過料金

(1m³につき)

従量使用料制

850円(税込み)

5m³を超える部分

180円/m³(税込み)

= 料金比較 =

1,593円(税込み)

2,197円()

5,158円()

1ヶ月15m³使用

" 20m³使用

" 40m³使用

2,650円(税込み)

3,550円()

7,150円()

特別会計方式

= 会計方法 =

特別会計方式

【 2 】 経営状況

(1) 過去の状況

右表は、過去3年間(H12～14) **決算額 (H12～14)** (単位：千円) の決算状況である。

石狩市の収支については、258,644 千円の収支不足となっている。(ただし、不足相当分については、基準外繰入金により財源補填)

厚田村については、平成15年度供用開始のため該当なし。

	石 狩 市	厚 田 村
収入累計 ^{注1} A	3,621,988	平成15年度供用開始のため該当なし
支出累計 ^{注2} B	3,880,632	
収支過不足額 A-B	258,644	
収入割合 A/B	0.933	

(2) 今後の見通し (H17～26)

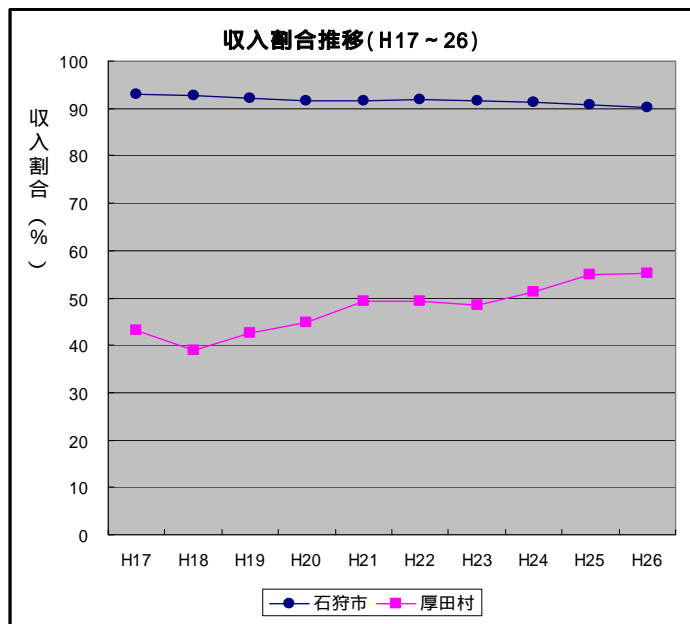
右表は、2市村の現行の使用料体系で今後10年間の経営収支状況をシミュレーションしたものである。

両市村の支出に対する収入の割合は、2つの下水道事業の特性の違いから、石狩市が91.6%、厚田村が47.8%となっており、経営状況に大きな格差がある。(特定環境保全公共下水道は、その性格から独立採算は難しい)

また、下段のグラフは、年度毎の収入割合の推移を表したものである。

経営収支シミュレーション (単位：千円)

	石 狩 市	厚 田 村
収入累計 ^{注1} A	13,140,437	362,937
支出累計 ^{注2} B	14,339,257	759,637
収支過不足額 A-B	1,198,820	396,700
収入割合 A/B	0.916	0.478



注1・・・下水道使用料 + 一般会計繰入金 (基準内)

注2・・・維持管理費 + 起債償還費

【 3 】 合併する場合の課題について

会計・料金の統一

2市村における会計・料金を統一することが好ましいが、



経営規模が異なる
下水道事業の性格が異なる
事業着手年度が異なる などにより

2市村の会計は、ともに収支不足の状況にあり、経営状況を示す「収入割合」に大きな格差があることから、統一にあたっては経営の健全化に向けた検討が必要であること。

2市村の料金には、大きな格差があることから、料金の統一を図る場合には、経営の健全化や利用者の負担を考慮する必要があること。

【 4 】 合併する場合の検討

会計・料金の統一

会計を統一し、石狩市の料金に統一する場合は、収入割合が低下し、収支不足が拡大する。 『経営の悪化』
会計を統一し、健全な経営を踏まえた料金に統一する場合にあっても、石狩市の利用者の大きな負担増となる。



2つの特別会計及び料金は、合併時現行のとおりとする。

【 5 】 合併後の姿について

施設については、処理場を始め、管きょ・ポンプ場等の各施設を新市で管理する。
経営については、2つの特別会計において健全化に努め、会計や料金のあり方について検討を行うものとする。

個別排水処理施設整備事業関係資料

個別排水処理施設整備事業について

1. 3市村の現況について

	【石狩市】	【厚田村】	【浜益村】
人口(H16.5.1)	56,152人	2,826人	2,189人
世帯数(H16.5.1)	21,884世帯	1,247世帯	1,014世帯
整備事業区分	整備事業なし	整備事業着手 (H13~H22予定)	整備事業なし
浄化槽設置対象		400戸	
整備事業計画対象		210戸	
浄化槽設置状況(H16.3末)	(個人設置 40戸)	107戸	(個人設置 28戸)
浄化槽使用料	厚田村現行使用料 ・基本料金 850円(5m ³ まで) ・超過料金 180円(1m ³) 17m ³ 使用で 3,010円/月		

2. 厚田村の経営状況について

	H13実績	H14実績	H15見込	【単位：千円】 H23見込
維持管理費	5,351	7,503	9,828	25,000
使用料収入	832	2,197	3,146	6,400
収 支	4,519	5,306	6,682	18,600

収支不足分については、一般会計からの繰入金で補っています。

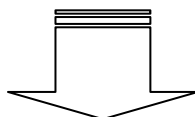
3. 個別排水処理施設整備事業(市町村設置型)について [国・道推進]

生活環境の改善が図られる。

個人設置型と比較して住民負担の軽減が図られる。

市町村が設置することにより適正な維持管理が可能となる。

設置経費の市町村負担分は、地方債の活用により毎年度の負担平準化が図られる。



下水道処理区域外において浄化槽を整備する場合

市町村設置型 が効果的となる。

4. 個別排水処理施設整備事業を実施する場合の課題

厚田村の現行使用料で事業実施した場合、多額の一般会計負担が生じる。

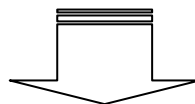
[1 基当り]					
維持管理費 4,125円 / 月	月額必要額 4,775円 / 月	-	使用料 3,010円 / 月	=	不足額 1,765円 / 月
減価償却費 650円 / 月					

平均一般家庭水道使用量 (17m³ / 月) での試算

5. 合併にあたっての検討

- (1) 下水道未普及地域における生活排水の衛生的な処理は、環境保全対策の観点からも極めて重要であり、浄化槽整備事業を行うことで、地域に暮らす住民の生活環境は大きく改善されます。
- (2) 浄化槽整備を市町村設置型を進めることにより、適正な維持管理を行うことができます。

以上のことから、厚田村の制度を基に新市において特別会計を設け、
合併時に **再編** するものとします。



再編の概要

下水道事業とは別の特別会計で運営します。

個別排水処理施設整備計画

- ・ 整備計画期間：H17年度～H34年度（18年間）
- ・ 整備計画戸数：全1,041戸（60戸 / 年）
〔石狩市：463戸 厚田村：103戸 浜益村：475戸〕

合併時の使用料は次のとおりとします。

厚田村の現行使用料			⇒	合併時の使用料		
基本料金 (5m ³)	超過料金 (1m ³)	平均使用料 (17m ³)		基本料金 (10m ³)	超過料金 (1m ³)	平均使用料 (17m ³)
850円	180円	3,010円		1,750円	180円	3,010円

合併後10年を目途に経営の健全化を図ります。